

[定 款]

社 団 法 人 経 済 倶 楽 部

第 1 章 総 則

- 第 1 条 当倶楽部は、金融等内外経済についての調査、研究および発表を行い、会員相互の研鑽・親睦を図るとともに、社会に貢献することを主たる目的とする。
- 第 2 条 当倶楽部は、社団法人経済倶楽部と称する。
- 第 3 条 当倶楽部は、その事務所を東京都中央区に置く。
- 第 4 条 当倶楽部は、その目的を達成するため、以下の事業を営む。
1. 金融等内外経済に関する事項を調査研究すること。
 2. 定例講演その他の会合を催すこと。
 3. 図書等を出版すること。
 4. 上記事項に付帯する一切の事業。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 当倶楽部は、法人会員、個人会員、名誉会員により構成される。
- 法人会員は、1口につき3名の会員を登録することができ、かつ登録者の名義を無料で書き換えることができる。団体は法人に準じるものとする。
- 個人会員は、名義書き換えの際、書き換え料を必要とし、その額は理事会で定める。ただし会員の配偶者あるいは1親等親族に限り、名義を無料で書き換えることができる。
- 名誉会員は、理事会において推薦のうえ決定され、また取り消される。
- 第 6 条 当倶楽部に入会を希望する者は、会員2名の紹介を得て申し込むものとし、理事会の承認を得て会員資格を得る。入会時には所定の入会金と会費を支払うものとし、入会金は事情のいかんを問わずこれを返還しない。入会金および会費は、理事会の定めるところによる。
- 第 7 条 名誉会員は、入会金と会費を免除される。
- 第 8 条 会員が退会するときは、当倶楽部に退会届を提出するほか、所定の手続きをしなければならない。
- 第 9 条 当倶楽部の定款に違反しまたは健全なる社会道徳に著しく反する行為のあったと認められる会員は、理事会の決議により、退会を求めまたは除名することができる。
- 第 10 条 会員が、退会しまたは除名された場合は、入会金および既納会費はこれを返還しない。ただし、期中に死亡した会員に限り、死亡後3カ月以内にその遺族よ

り請求があった場合、月割り計算により残余の会費を返還する。

- 第 11 条 個人会員が、勤務先の事情または疾病などにより一定期間、会費納入を中止したいときは、理事会の承認を得て休会会員となることができる。休会会員はその間、会員としての権利を停止される。ただし、休会期間は 1 年を超えることはできない。休会会員の権利等については、別途定める。

第 3 章 役員

- 第 12 条 当倶楽部に以下の役員を置く。

理事 20 名以内 うち理事長 1 名、常任理事 5 名以内

監事 3 名以内

評議員 20 名以内

- 第 13 条 役員は、会員総会において、会員の中から選挙する。

理事長および常任理事は、理事の互選による。

理事、監事および評議員は、同時に兼ねることはできない。

- 第 14 条 理事長は、当倶楽部を代表し、会務を掌理し、理事会、評議員会および会員総会の議長となる。

- 第 15 条 常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指定した順序に従い、会務を掌理する。

- 第 16 条 評議員は、理事長から諮問された事項を審議する。

- 第 17 条 監事は、会計、財産、理事の業務執行を監査する。

- 第 18 条 理事長は、随時必要に応じ、理事会および評議員会を開催することができる。理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。理事会の議事は出席理事の過半数の議決をもって、また、評議員会の議事は出席評議員の過半数の議決をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 第 19 条 理事会および評議員会の議事内容については、議事録を作成し、議長および理事 2 名が署名してこれを保存する。

- 第 20 条 理事の 3 分の 1 以上の要求があるときは、臨時理事会を開催することを要する。

- 第 21 条 評議員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、臨時評議員会を開催することを要する。

- 第 22 条 理事長は、理事会に諮り、相談役若干名を、委嘱することができる。

- 第 23 条 常務に従事する理事には、理事会の議決を経て、一定の報酬および実費を支給することができる。報酬および実費は、別途定める。

- 第 24 条 役員は任期はすべて 2 ヶ年とする。辞任その他の理由により欠員が生じ、当倶楽部の事業運営に支障が生じると理事長が判断した場合は、臨時会員総会において補充を行う。

第4章 会員総会

- 第25条 定時会員総会は、毎年5月に招集し、臨時会員総会は、必要ある場合に招集する。
- 第26条 会員総会は、定時、臨時とも、開催日の2週間前までに、会議の目的事項および関連資料を会員に通知して招集する。定時総会では、会員が、事業報告、財務諸表、役員人事および事業計画等につき審議する。
- 第27条 会員総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。会員総会の議事は、出席会員の過半数の議決をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第28条 会員総会に出席しない会員は、他の出席会員に委任してその議決権を行使することができる。
- 第29条 会員総会の議事内容については、議事録を作成し、議長および出席会員2名以上が署名してこれを保存する。

第5章 資産および会計

- 第30条 当倶楽部は、会員から寄付を受けることができる。
- 第31条 当倶楽部の経費は、会員から徴収した会費、入会金、資産から生じた収益、雑収入および寄付金をもってまかなう。
- 第32条 当倶楽部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第33条 当倶楽部の決算書、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録および収支計算書は、公益法人会計基準に準拠して作成され、監事の監査を経て、会員総会においてその承認を得なければならない。

第6章 定款変更および解散

- 第34条 本定款は、会員総会において出席会員過半数の同意がなければ変更することはできない。
- 第35条 当倶楽部の解散は、評議員会の決議により会員総会に提案し、出席会員過半数の議決をもってこれを決する。
前項の会員総会において、残余財産の処分その他必要な事項を定める。

2006年5月29日改定